



嘉麻市 こども計画

こども 向け概要版



令和7年3月
嘉麻市

か ま し けい かく 嘉麻市こども計画ってなに？

か ま し とりくみ すす だいじ ひつよう か
嘉麻市がこどものための取組を進めるときに、大事にすることや必要なことを書いています。
これから か ま し おこな こそだ かてい し えん とりくみ か ま し けい かく
嘉麻市が行うこどもと子育て家庭への支援や取組は、この「嘉麻市こども計画」に
そ すす
沿って進めていきます。

けい かく なぜ、こども計画をつくったの？

すべてのこども わかもの しあわ せいかつ おく しゃかい め ざ き ほん ほう
すべての子供・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指すための「こども基本法」
という法律ができました。この法律に基づいて、こどもへの取組をしっかりと進めていくため、
か ま し か ま し けい かく
嘉麻市では「嘉麻市こども計画」をつくることになりました。

けい かく だれのための計画なの？

か ま し す わかもの こそだ ひと けい かく
嘉麻市に住む、すべてのこども・若者や、子育てをしている人のための計画です。

けい かく いつからいつまでの計画なの？

れい わ ねん ど れい わ ねん ど ねん かん けい かく
令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。

けい かく め ざ この計画の目指すものはなに？

かてい き ぼう しゃかい き ぼう か ま し みらい そんざい
こどもは家庭の希望であるとともに、社会の希望であり、嘉麻市の未来をつくる存在です。
この計画では、**「すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮ら
か ま め ざ
せるまち 嘉麻」を目指します。**

れい わ ねん がつ か ま し ない しょうがっこう ねんせい
そのために、令和6年10月、嘉麻市内のこどもたち（小学校4年生、
ちゅうがっこう ねんせい ぎむきょういっくがっこう ねんせい
中学校1・3年生、義務教育学校4・7・9年生）にアンケートをとりました。



しょうさい
アンケートの詳細は
けい かく ほん べん
こども計画の本編を
み
見てね！

計画の全体像

「すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻」を
実現するため、下の4つの基本目標を掲げ、その基本目標ごとに、その達成
のために必要な主な施策を整理しました。



基本理念

すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻

基本目標

基本目標達成のために必要な主要施策

1 こども・若者の
権利が保障された
まちづくり

- (1) こども・若者の権利の啓発
- (2) こどもの意見表明ができる取組
- (3) 児童虐待やいじめをなくすための取組

2 こどもが健やかに
育ち力づくよく自立
できるまちづくり

- (1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援
- (2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援
- (3) 貧困の状況にあるこども等への支援
- (4) 障がいのあるこども等への支援
- (5) 不登校やひきこもりのこども・若者への支援
- (6) 若者への就労支援(若者への自立支援)

3 安心してこどもを
産み育てられる
まちづくり

- (1) 妊娠・出産への支援
- (2) 子育てに関する情報提供・相談支援
- (3) 多様な保育事業の充実
- (4) ひとり親家庭への支援

4 地域全体でこどもと
子育て家庭を
支えることが
できるまちづくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域での子育てを支える仕組みづくり
- (3) こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備
- (4) こどもの居場所づくり

基本目標ごとに取り組むこと



基本目標1

子ども・若者の権利が保障されたまちづくり

- こどもも「**ひとりの人間として人権(権利)**をもっている」ことをみんなに知ってもらいます。
- こどもの意見表明ができる機会をつくり、市のこどもに関する取組に反映できる仕組みづくりを行います。
- 児童虐待やいじめをなくすための取組を行います。

※「子どもの権利」ってなに？

こどもの権利とは、すべてのこどもが幸せに暮し、安全に成長するために守られるべき大切な権利のことです。こどもの人権を守り、こどもが幸せに暮せるようにするための国際的な約束ごととして、「こどもの権利条約」が1989年(平成元年)に国連で採択され、我が国も1994年(平成6年)に参加しました。この条約では、こどもが大切にされ、守られるために、次の4つの権利を基本にしています。

生きる権利

いのち まも
命を守られ、
あんぜん けんこう くら
安全に健康で暮すことが
できる権利。



育つ権利

きょういく う
教育を受けたり、
あそ
遊んだりして
せいちょう けんり
成長できる権利。



守られる権利

ぎゃくたい
虐待やいじめ、
き けん
危険なことから
まも けんり
守られる権利。



参加する権利

じぶん いけん い
自分の意見を言ったり、
き こと
決め事に
さん か けんり
参加できる権利。



この条約を守り、こどもの権利を保障するために、世界中の国々や地域で、こどもたちが安心して暮せる環境をつくる努力が続けられています。

基本目標 2

こどもが健やかに育ち力づくよく自立できるまちづくり

- こども家庭センターを中心に、妊娠期からこどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援を行います。
- こどもが自立した社会人としての能力を楽しく学び、こどもの生きる力を育みます。
- 生まれ育った環境にかかわらず、すべてのこどもが夢を持てるよう、こどもと子育て家庭を支援します。
- こどもや大人にヤングケアラーのことを知ってもらえるよう、情報提供を行います。
- 障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもとその保護者が、自分らしく安心して暮せるようにします。
- 不登校やひきこもりのこども・若者への相談支援を充実させます。
- 若者が、自分らしく社会生活を送ることができるよう、就労や自立を支援します。

※「ヤングケアラー」ってなに？

ヤングケアラーとは「本来、大人が行うと考えられている食事のしたく、洗たくなどの家事や家族のお世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われるこども」のことをいいます。

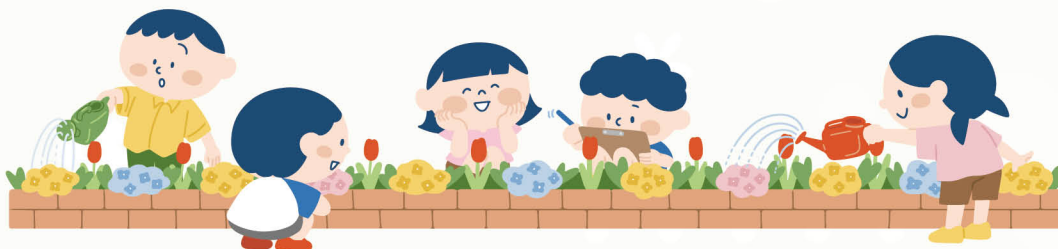
家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、信頼できる相手に相談してみましょう。



基本目標 3

安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添った支援を行います。
- 子育てに関する情報提供とあわせて、子育てに関する相談や学習の場、親子で集える場を充実させ、子育ての仲間づくりをうながします。
- お父さんやお母さんが仕事と子育てを両立できるように、いろいろな保育サービスや放課後児童対策などを充実させます。
- ひとり親家庭が安心した暮らしをおくれるように、相談体制や様々なサービスの情報提供などを充実させます。



基本目標 4

地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

- 仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスが理解され広がるよう取組を進めます。
- こども家庭センター、地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、公民館などが連携し、地域での子育てを支える仕組みづくりを進めます。
- こどもたちや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を行います。
- こどもを事故や犯罪から守るため、地域ぐるみの見守りを継続していきます。
- こども・若者の声を聴きながら、こどもたちが安心して成長できる多様な居場所づくりに努めます。

※「ワーク・ライフ・バランス」ってなに？

仕事と、家庭生活、地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）などとの調和がとれ、その結果それぞれが充実されていくという考え方やそのための取組のことです。国では「ワーク・ライフ・バランス憲章」を制定し、仕事と生活の調和の実現をめざしています。





か ま し けい かく む がい よう ばん
 嘉麻市こども計画(こども向け概要版)
 わい わ おん がっ
 令和7年3月

はっ ころ ふう おか けん か ま し
 発 行 福岡県嘉麻市
 企画・編集 嘉麻市子育て支援課

〒820-0592 福岡県嘉麻市上白井446番地1

TEL 0948-62-5717

FAX 0948-62-5691